

# 青森県報

号外第十八号

令和八年  
三月二十三日  
(月曜日)

## 目 次

### 公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……一
- 都市計画事業の変更認可……………(道路課) ……二

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……四
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(同) ……四

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則……………(事務局) ……五
- 人事委員会規則七―九五(地域手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………(同) ……七
- 人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則……………(同) ……七

○人事委員会規則七―一六六(扶養手当)の一部を改正する規則……………(同) ……八

## 公 告

### 農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年三月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### ○農用地利用集積等促進計画(売買)

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地				
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
工藤 清司	青森市	青森市	浪岡大字 樽沢	上野	163番1	
林 久利	青森市	青森市	浪岡大字 下十川	扇田	230番2	ほか6筆
齋藤 康広	弘前市	弘前市	原ヶ平	山中	39番12	
木村 陽生	弘前市	弘前市	三和	下恋塚	59番	
石岡 人志	弘前市	弘前市	小沢	沢田	15番1	ほか4筆
齋藤 峰一	弘前市	弘前市	小金崎	留岡	47番	ほか1筆
齋藤 康広	弘前市	弘前市	小沢	山崎	75番	

石田 健作	弘前市	弘前市	清野袋 清一丁目		4番5	ほか1 筆
相馬 司	弘前市	弘前市	大沢	西前田	9番1	ほか1 筆
合同会社戸澤 農場	弘前市	弘前市	独狐	笹元	21番	ほか5 筆
大瀬 毅	弘前市	弘前市	船水一 丁目		8番6	ほか1 筆
田村 武勝	弘前市	弘前市	葛原	大柳	329番8	
前田 龍一	弘前市	弘前市	鼻和	岩井	222番1	ほか1 筆
前田 龍一	弘前市	弘前市	鼻和	岩井	249番	
石田 健作	弘前市	弘前市	清野袋	岡部	335番	ほか3 筆
千葉 大地	弘前市	弘前市	松木平	西ノ神	86番	ほか1 筆
須藤 祥太	弘前市	弘前市	大森	勝山	101番3	
佐藤 光義	平川市	平川市	金屋	上早稲 田	165番2 69	
村上 輝昭	南津軽郡藤崎町	南津軽郡 藤崎町	中野日	前田西	166番	
田澤 正則	南津軽郡田舎館 村	南津軽郡 田舎館村	豊蒔	赤田	134番4	
田澤 秋雄	南津軽郡田舎館 村	南津軽郡 田舎館村	諏訪堂	村岡	56番	ほか2 筆
田澤 昌直	南津軽郡田舎館 村	南津軽郡 田舎館村	諏訪堂	村岡	59番	ほか2 筆
菊地 孝則	南津軽郡田舎館 村	南津軽郡 田舎館村	畑中	北原	78番	
小野 光明	南津軽郡田舎館 村	南津軽郡 田舎館村	前田屋 敷	北佃	58番5	

増田 金雄	つがる市	北津軽郡 鶴田町	妙堂崎	平沼	41番	
相川 勇	北津軽郡鶴田町	北津軽郡 鶴田町	中野	種岡	66番1	
後沢 学	十和田市	十和田市	赤沼	下平	369番	ほか1 筆
小山田 繁博	十和田市	十和田市	切田	上川原	249番	
長根 岳大	十和田市	十和田市	洞内	樋口	78番29 1	ほか1 筆
長根 岳大	十和田市	十和田市	洞内	樋口	78番72 3	
斗沢 信一	十和田市	十和田市	洞内	千刈田	2番16	ほか3 筆
野月 誠	十和田市	十和田市	沢田	新屋敷	253番	ほか1 筆
山崎 伸哉	十和田市	十和田市	三本木	千歳森	404番	

都市計画事業の変更認可

むつ都市計画事業の変更認可について、令和八年三月六日東北地方整備局告示第二十八号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 強

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線）
- 二 施行者の名称  
青森県
- 三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一  
事業地の所在

1 収用の部分

令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、上北郡横浜町字林尻、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目及び字鶏ヶ唄地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、字大豆田を削り、上北郡横浜町字林尻、字夷ヶ沢平、字家ノ前川目及び字鶏ヶ唄地内において事業地を変更する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和八年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

立憲民主党青森県 第1区総支部 (藤田 誠)	代表者	藤田 誠	升田 世喜男	令和 八・二・二〇
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外		
異動事項		新	旧	年月日動

立憲民主党青森県 第2区総支部 (高畑 紀子)	代表者	高畑 紀子	松尾 和彦	令和 八・一・二〇
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外		
異動事項		新	旧	年月日動

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 全国旅館政治連盟 青森県支部 (福士 圭介)	異動事項	新	旧	令和 七・一〇・三
	会計責任者	木村 知紀		
山内卓後援会 (今 正樹)	主たる事務所の所在地	八戸市大字尻内 字蛇ノ沢一	山内 正孝	八・二・二五
	会計責任者	山内 文子		
橋本隆春後援会 (田村 七郎)	代表者	田村 七郎	橋本 兼蔵	七・二・二七
	会計責任者	佐藤 幸洋		
フォーメーション (小林 恭)	代表者	小林 恭	五十嵐 将智	八・二・二四
	代表者	浜浦 重雄		
長根岩夫後援会 (浜浦 重雄)	代表者	浜浦 重雄	権代 清美	八・二・二七
	代表者	小林 恭		

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
山内正孝後援会	山内 文子	令和七・二・七
戸田まもる後援会	佐々木 正昭	七・三・三
希山会	山内 卓	八・二・五

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山内 卓	希山会	令和八・二・五

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

令和八年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五

項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、三四四人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二七、一四六一人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 五、六五二人
  - 西津軽郡選挙区 四、五三九人
  - 南津軽郡選挙区 六、一一一人
  - 北津軽郡選挙区 六、八一九人
  - 上北郡選挙区 二五、六四五人
  - 三戸郡選挙区 一七、三〇八人
  - 青森市選挙区 七五、四九四人
  - 弘前市選挙区 四六、〇二三人
  - 八戸市選挙区 六〇、九五七人
  - 黒石市選挙区 八、七三四人
  - 五所川原市選挙区 一七、一九四人
  - 十和田市選挙区 一六、三七八人
  - 三沢市選挙区 一〇、三五一一人
  - むつ市選挙区 一八、七四六人
  - つがる市選挙区 八、三四〇人
  - 平川市選挙区 一〇、七七〇人

人事委員会

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「一に」を「いずれかに」に、「おいても」を「ついても、」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは条例第十条第四項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改める。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「よる届出」の下に「（同条第二項の規定により届出をしたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）」を、「提示」の下に「又は第十四条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条第一項第一号イ中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。

第八条の四第二号中「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「額未滿」を「額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）未滿」に、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十四条から第十九条までを次のように改める。

（駐車場等の要件）

第十四条 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転

車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは条例第八条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十五条 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十六条 条例第十条第四項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定められた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十七条から第十九条まで 削除

第十九条の二第二項ただし書中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第四項中「第十条第五項」を「第十条第六項」に、「除く。」及び「を」を「除く。」に、「合計額」の「を」を「合計額」及び「条例第十条第四項第一号に定める額」に改める。

第二十条第一項ただし書中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第二十条の二第一項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に

改め、同条第二項及び第三項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。  
 第二十条の三第一項中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。  
 第二十二条中「第十条第一項」の下に「、第三項又は第四項」を、「定期券」の下に「第十四条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第八条の二関係）

片道の自動車等の使用距離	額
5キロメートル以上10キロメートル未満	2,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,700円
20キロメートル以上25キロメートル未満	10,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,300円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,900円
40キロメートル以上	21,700円

別表第二（第八条の二関係）

片道の自動車等の使用距離	額
4キロメートル以上6キロメートル未満	1,700円
6キロメートル以上8キロメートル未満	2,600円
8キロメートル以上10キロメートル未満	3,900円
10キロメートル以上12キロメートル未満	5,200円
12キロメートル以上14キロメートル未満	6,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	7,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	9,100円
18キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上22キロメートル未満	11,800円

22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100円
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,700円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円
30キロメートル以上32キロメートル未満	18,300円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,600円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,900円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
42キロメートル以上44キロメートル未満	26,200円
44キロメートル以上46キロメートル未満	27,500円
46キロメートル以上48キロメートル未満	28,800円
48キロメートル以上50キロメートル未満	30,100円
50キロメートル以上52キロメートル未満	31,400円
52キロメートル以上54キロメートル未満	32,700円
54キロメートル以上56キロメートル未満	34,000円
56キロメートル以上58キロメートル未満	35,300円
58キロメートル以上60キロメートル未満	36,700円
60キロメートル以上62キロメートル未満	38,000円
62キロメートル以上64キロメートル未満	39,300円
64キロメートル以上66キロメートル未満	40,600円
66キロメートル以上68キロメートル未満	41,900円
68キロメートル以上70キロメートル未満	43,200円
70キロメートル以上72キロメートル未満	44,500円
72キロメートル以上74キロメートル未満	45,800円
74キロメートル以上76キロメートル未満	47,100円

76キロメートル以上78キロメートル未満	48,500円
78キロメートル以上80キロメートル未満	49,800円
80キロメートル以上82キロメートル未満	51,100円
82キロメートル以上84キロメートル未満	52,400円
84キロメートル以上86キロメートル未満	53,700円
86キロメートル以上88キロメートル未満	55,000円
88キロメートル以上90キロメートル未満	56,300円
90キロメートル以上92キロメートル未満	57,600円
92キロメートル以上94キロメートル未満	58,900円
94キロメートル以上96キロメートル未満	60,200円
96キロメートル以上98キロメートル未満	61,600円
98キロメートル以上100キロメートル未満	62,900円
100キロメートル以上	64,200円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用しての職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年十二月青森県条例第五十八号)第二条による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十条第四項に規定する駐車場等をいう。)を利用しての職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の人事委員会規則七―四四(通勤手当)第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

人事委員会規則七―九五(地域手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―九五(地域手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七―九五(地域手当)の一部を改正する規則(令和七年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則別表北海道札幌市の項中「三パーセント級地」を「四パーセント級地」に、同表宮城県多賀城市の項中「九パーセント級地」を「八パーセント級地」に、同表宮城県仙台市の項中「七パーセント級地」を「八パーセント級地」に、同表愛知県名古屋市の項中「十四パーセント級地」を「十三パーセント級地」に、同表福岡県福岡市の項中「九パーセント級地」を「八パーセント級地」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第一項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日からその翌日にかけて改正前の人事委員会規則七―一六二(管理職員特別勤務手当)第二条第一号の勤務に該当する勤務をした場合における当該勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給については、なお従前の例による。

人事委員会規則七―一六六(扶養手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一六六(扶養手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一六六(扶養手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以上」の下に「(十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭